

○射水市小杉文化ホール条例施行規則

平成28年10月11日

規則第62号

改正 平成31年1月31日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、射水市小杉文化ホール条例(平成17年射水市条例第116号。以下「条例」という。)第24条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により小杉文化ホール(以下「ホール」という。)の使用許可を受けようとする者(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、小杉文化ホール使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(1) ひびきホール又はまどかホール(以下「ホール施設」という。) 使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の12月前から使用日の前日までの間

(2) 研修室、練習室、楽屋、ホワイエ及び展示コーナー(以下「附属施設」という。) 使用日の属する月の6月前から使用日の前日までの間。ただし、附属施設をホール施設と併用するときは、前号に定める期間

3 申請に係る使用許可の順位は、申請の順序による。ただし、ホールの同一施設又は同一附属設備及び備品(以下「附属設備等」という。)を同一日の同一時間に使用したい旨の申請が複数の申請者から同時に行われたときは、申請者間の協議又は抽選により申請の順位を決定するものとする。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条の規定による使用許可の申請について適当と認めたときは、許可を決定し、小杉文化ホール使用許可書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

(附属設備等の使用料)

第4条 条例別表の市長が別に定める額は、別表1のとおりとする。

(使用料の納付)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(1) ホール施設(附属施設を併用する場合を含む。以下同じ。) 使用日の2月前(使用日前

2月以内に使用許可を受けたときは、その使用許可と同時)

(2) 附属施設 使用日の1月前(使用日前1月以内に使用許可を受けたときは、その使用許可と同時)

(3) 超過使用料及び附属設備等 その使用の終了と同時

2 国、地方公共団体又は市長が特に認めた団体がホールを使用する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、別に納期限を定めることができる。

(使用料の減免)

第6条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、小杉文化ホール使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、小杉文化ホール使用料減免決定通知書(様式第4号)を当該申請者に交付するものとする。

3 使用料の減免の範囲及び割合は、別表2のとおりとする。

4 前項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用料の還付)

第7条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第10条第1号に該当する場合 全額

(2) 条例第10条第2号に該当する場合 次のアからエまでに掲げる額

ア ホール施設にあっては、使用日の30日前までに取消し又は変更を申し出た場合 70パーセントに相当する額

イ アに掲げる場合を除き、ホール施設にあっては、使用日の10日前までに取消し又は変更を申し出た場合 50パーセントに相当する額

ウ 附属施設にあっては、使用日の10日前までに取消し又は変更を申し出た場合 70パーセントに相当する額

エ ウに掲げる場合を除き、附属施設にあっては、使用日の5日前までに取消し又は変更を申し出た場合 50パーセントに相当する額

2 前項の規定により算出した還付の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 条例第10条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、小杉文化ホール使用料還付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、小杉文化ホール使用料還付決定通知書(様式第6号)を当該申請者に交付するものとする。

(使用時間)

第8条 条例別表に定める使用時間には、準備、練習、後片付け等使用に必要な時間を含むものとする。

(使用時間の延長)

第9条 使用者は、やむを得ない事由により、使用許可を受けた使用時間を超えて施設、附属設備等(以下「施設等」という。)を使用する必要があるときは、あらかじめ、小杉文化ホール使用時間延長申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。この場合において、延長を認める使用時間は、当該使用時間の前後につき、それぞれ30分以内とする。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、小杉文化ホール使用時間延長許可書(様式第8号)を当該申請者に交付するものとする。

(使用の変更又は取消し)

第10条 使用者は、使用内容の変更又は取消しをしようとするときは、小杉文化ホール使用変更(取消し)申請書(様式第9号)に第3条の使用許可書を添えて、ホール施設(附属施設を併用する場合を含む。)にあっては使用日の10日前までに、附属施設にあっては使用日の5日前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、小杉文化ホール使用変更(取消し)許可書(様式第10号)を当該申請者に交付するものとする。

(職員の立入り)

第11条 ホールの職員(以下「職員」という。)は、ホールの管理上必要があると認めるときは、使用中の場所に立ち入ることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

(事前打合せ)

第12条 使用者は、事前に職員と使用する施設等の使用方法その他必要な事項について打合せしなければならない。

(使用者の遵守事項)

第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員を超えて入場させないこと。
- (2) 入場者の安全確保のための措置を講ずること。
- (3) ホール内外の秩序を保つため、必要な責任者及び整理員を置くこと。
- (4) 施設等を損傷し、又は汚損したときは、直ちにその旨を職員に届け出て、その指示に従うこと。

- (5) ホールの使用が終了したときは、直ちに使用した施設等を原状に回復し、職員の間接検を受けること。
- (6) 入場者に次条に掲げる遵守事項を守らせること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(入場者の遵守事項)

第14条 入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (2) 施設等を損傷し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 指定された場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 承認を受けずに広告類を掲示し、若しくは配布し、又は物品の販売若しくは展示その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第15条 条例第20条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にホールの管理を行わせる場合における第2条、第3条、第9条及び第10条の規定の適用については、第2条中「条例第6条第1項」とあるのは「条例第21条第2項の規定により読み替えて適用する条例第6条第1項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条、第9条及び第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第16条 前条の場合における第5条から第7条までの規定の適用については、第5条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第9条」とあるのは「条例第23条第4項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第10条ただし書」とあるのは「条例第23条第5項ただし書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第17条 前2条の場合における様式第1号から様式第10号までの様式の適用については、これらの様式中「射水市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、射水市小杉文化ホール条例施行規則(平成17年射水市教育委員会規則第48号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成31年1月31日規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る附属設備等の使用料の額及び使用料の減免については、改正後の射水市小杉文化ホール条例施行規則第4条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1(第4条関係)

区分	品名	施設別	単位	使用料 (1回当たり)	摘要
舞台附 属設 備・備品	演台	ホール共通	1台	540円	
	司会台	ホール共通	1台	540円	
	金びょうぶ	ホール共通	1双	2,160円	
	めくり台	ホール共通	1台	110円	
	指揮者台	ホール共通	1台	220円	
	指揮者用譜面台	ホール共通	1台	110円	
	譜面台	ホール共通	1台	50円	
	簡易音響反響板	まどかホール	1式	2,160円	
	平台及び箱足類	ホール共通	1台	220円	
	上敷	ホール共通	1枚	220円	
	緋毛せん	ホール共通	1枚	110円	
	フェルト毛せん	ホール共通	1枚	110円	
	高座用座布団	ホール共通	1枚	110円	

	床机	ホール共通	1台	110円	
	ジョーゼット	ひびきホール	1式	2,160円	
	搬入リフト	ひびきホール	1式	1,030円	
	美術バトン	ホール共通	1式	510円	
照明附 属設	A-set	ひびきホール	1式	15,430円	
		まどかホール	1式	12,340円	
備・備品	B-set	ホール共通	1式	5,140円	
	C-set	ホール共通	1式	2,060円	
	クセノンピンスポットラ イト	ひびきホール	1台	860円	
	ハロゲンピンスポットラ イト	ホール共通	1台	320円	
	スポットライト	ホール共通	1台	320円	1.5kw
	スポットライト	ホール共通	1台	220円	1kw
	スポットライト	ホール共通	1台	110円	500w
	ソースフォーライト	ホール共通	1台	540円	
	ディスクマシン	ホール共通	1式	1,080円	
	スパイラルマシン	ホール共通	1式	1,080円	
	フィルムマシン	ホール共通	1式	1,080円	
	スライドキャリアマスク マシン	ホール共通	1式	1,080円	
	スモークマシン	ホール共通	1式	1,080円	
	波マシン	ホール共通	1台	540円	
	オーロラマシン	ホール共通	1台	1,080円	
	ストロボマシン	ホール共通	1台	540円	
	ミラーボール	ホール共通	1台	1,080円	
	音響設 備・備品	音響調整卓	ホール共通	1式	2,160円
効果用ステージスピーカ ー		ホール共通	1式	820円	
効果用ステージモニター		ホール共通	1式	510円	

	マイクロフォン(コンデンサー)	ホール共通	1本	1,080円	
	マイクロフォン(ダイナミック)	ホール共通	1本	540円	
	マイクロフォン(ワイヤレス)	ホール共通	1本	1,620円	
	カセットデッキ	ホール共通	1台	540円	
	CDデッキ	ホール共通	1台	540円	
	MDデッキ	ホール共通	1台	540円	
	DVDデッキ	ホール共通	1台	540円	
	録音用三点吊りマイク装置	ホール共通	1式	1,540円	
	録音用CD-Rメディア	ホール共通	1式	510円	
	移動用拡声ワゴン(大)	研修室	1式	2,060円	
	移動用拡声ポータブル(小)	研修室	1式	1,030円	
映写設備	プロジェクター	ホール共通	1台	5,400円	
	映写スクリーン	ホール共通	1式	1,080円	
楽器	コンサートグランドピアノ	ひびきホール	1台	9,260円	調律料を含まず。
	グランドピアノ	ひびきホール	1台	3,240円	調律料を含まず。
	コンサートグランドピアノ	まどかホール	1台	5,400円	調律料を含まず。
	アップライトピアノ	ホワイエ	1台	2,060円	調律料を含まず。
	アップライトピアノ	練習室	1台	1,030円	調律料を含まず。
その他	仮設電源使用料	ホール共通	1kw	220円	
	展示パネル	展示コーナー	1枚	220円	
	展示用台	展示コーナー	1台	110円	

	展示用スポットライト	展示コーナー	1台	50円
--	------------	--------	----	-----

備考

- 1 この表において「1回」とは、1日ごとの使用をいう。
- 2 この表に掲げるもの以外の附属設備等の使用料の額は、類似する附属設備等の使用料の額に準じて算定した額とする。

別表2(第6条関係)

減免の範囲	割合
1 市又は市の機関が主催する場合	10割
2 市又は市の機関が共催する場合	5割
3 市長が特に必要と認める場合	1割から10割までの範囲で その都度市長が定める割合

備考 附属設備等の使用料は、この表の1の項及び3の項に該当するものを除き、減免しない。

年 月 日

射水市長

次のとおり申請します。

1 申請者

住 所	〒	
氏 名 (団 体 名)		
連 絡 先	氏 名	
	電 話 番 号	

※ 使用内容について問い合わせを行う場合があります。連絡先は、使用内容について説明できる方を記載してください。

2 使用日時及び施設

使 用 日	年 月 日 () 時 分 から 年 月 日 () 時 分 まで	実 際 使 用 時 間	
使 用 施 設	ひびきホール まどかホール 楽屋1 楽屋2 楽屋3 楽屋4 研修室1 研修室2 研修室3 練習室1 練習室2 ホワイエ 展示コーナー		
特 記 事 項	併用施設によって使用時間が違う場合等		

3 使用内容

事業の名称	使用の内容	準備練習等	本番	参集人員	人程度
入場料及び商業宣伝の有無	入場料徴収	有 無	席区分	金 額	備 考
	商業宣伝目的	有 無			
事業実施に係る進行予定	開 場		開 演		終 演


使用受付	使用打合せ	担当印
㊟	月 日 完 了	㊟

※ ホール使用については、この申込みのほかに舞台打合せが必要です。使用日の2週間前までに必ず済ませるようお願いします。

様式第2号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

射水市長 

小 杉 文 化 ホ ー ル 使 用 許 可 証

年 月 日に申請されました、小杉文化ホールの使用について、下記のとおり許可します。

記

使用許可施設	
使用日時	年 月 日()
使用時間	～
担当職員	(予定)
催事名称	
許可の条件	<ul style="list-style-type: none">・申請書に記載した事項を守ること。・射水市小杉文化ホール条例及び同条例施行規則を守ること。・舞台打合せは、 年 月 日() までに必ず済ませてください。 <p>*来館される前に必ず電話にてご一報の上、お越しく下さい。</p> <ul style="list-style-type: none">・舞台打合せが無い場合、許可を取り消す場合があります。

小杉文化ホール使用料減免申請書

射水市長		年 月 日	
		(申請者)	
		住 所	
		団体名	
		氏 名 ㊟	
		(団体の場合代表者)	
		電 話	
次のとおり申請します。			
催物等の名称			
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで(日間)		
使用施設等	ひびきホール まどかホール 研修室1 研修室2 研修室3 練習室1 練習室2 ホワイエ 展示コーナー 附属設備等		
減免申請額	金 円		
減免申請理由			
添付書類			

様式第4号(第6条関係)

小杉文化ホール使用料減免決定通知書

第 号 年 月 日	
様	
射水市長 印	
次のとおり通知します。	

\	規 定 用 の 料	減 免 す る 額	決定使用料の額 (納 付 額)
使 用 料	金 円	金 円	金 円

様式第5号(第7条関係)

小杉文化ホール使用料還付申請書

年 月 日

射水市長

申請者 住 所
(団体の場合は代表者) 氏 名
電話番号



次のとおり申請します。

使用許可年月日	年 月 日
催物等の名称	
許可を受けた使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使用許可を受けた施設	
既納の使用料	金 円
還付申請額	金 円
還付申請理由	
還付を受ける方法	<input type="checkbox"/> 直接払 <input type="checkbox"/> 口座振込 口座番号()

様式第6号(第7条関係)

小杉文化ホール使用料還付決定通知書

第 号

年 月 日

様

射水市長



次のとおり通知します。

還 付 す る 額	金 円
還 付 理 由	
備 考	

様式第7号(第9条関係)

小杉文化ホール使用時間延長申請書

年 月 日

射水市長

申請者 住 所
(団体の場合は代表者) 氏 名
電話番号



次のとおり申請します。

使用許可年月日	年 月 日
催物等の名称	
許可を受けた使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使用許可を受けた施設	
延長時間	時 分から 時 分まで (時間) 時 分から 時 分まで
延長使用施設等	
延長申請理由	

様式第8号(第9条関係)

小杉文化ホール使用時間延長許可書

第 号

年 月 日

様

射水市長 印

次のとおり通知します。

使用許可年月日	年 月 日
催物等の名称	
許可を受けた使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
延長時間	時 分から 時 分まで (時間) 時 分から 時 分まで
延長使用施設等	

様式第9号(第10条関係)

小杉文化ホール使用変更(取消し)申請書

年 月 日

射水市長

申請者 住 所
(団体の場合は代表者) 氏 名
電話番号



次のとおり申請します。

使用許可年月日	年 月 日
催物等の名称	
許可を受けた使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使用許可を受けた施設	
変更・取消しの別	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し
変更の内容	
変更の理由	
添付書類	使用許可書

様式第10号(第10条関係)

小杉文化ホール使用変更(取消し)許可書

第 号
年 月 日

様

射水市長 

次のとおり通知します。

使用許可年月日	年 月 日
催物等の名称	
許可を受けた使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使用許可を受けた施設	
変更・取消しの別	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し
変更の内容	

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第9条関係)

様式第8号(第9条関係)

様式第9号(第10条関係)

様式第10号(第10条関係)